

## 平成29年度独立行政法人国際観光振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成29年度独立行政法人国際観光振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

## (1) 調達実績

- ・平成28年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は214件、調達金額は6,752百万円となっている。また、競争性のある契約は、169件（79.0%）、5,965百万円（88.3%）であり、競争性のない契約は、45件（21.0%）、787百万円（11.7%）となっている。
- ・平成28年度の件数及び金額が平成27年度に比べて増加したのは、平成27年度補正予算を繰越して執行したものが多かったこと、東日本大震災復興特別会計による訪日プロモーション事業を新たに実施したこと等のためである。
- ・競争性のない随意契約の件数及び金額が平成27年度に比べて増加したのは、本部事務所の移転や海外事務所の新設に伴う契約が多かったこと等のためである。

表1. 平成28年度の調達実績

	平成27年度		平成28年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(30.5%) 40	(11.8%) 355	(23.4%) 50	(14.9%) 1,004	(25.0%) 10	(182.8%) 649
企画競争 ・公募	(59.5%) 78	(82.3%) 2,480	(55.6%) 119	(73.5%) 4,960	(52.6%) 41	(100.0%) 2,480
競争性のある契約(小計)	(90.1%) 118	(94.1%) 2,835	(79.0%) 169	(88.3%) 5,965	(43.2%) 51	(110.4%) 3,130
競争性のない 随意契約	(9.9%) 13	(5.9%) 179	(21.0%) 45	(11.7%) 787	(246.2%) 32	(339.7%) 608
合計	(100.0%) 131	(100.0%) 3,013	(100.0%) 214	(100.0%) 6,752	(63.4%) 83	(124.1%) 3,739

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成28年度の対平成27年度伸率である。

(注3) 「競争性のある契約」には、不調・不落随意契約及び競争契約(一般競争、企画競争、公募)後、契約変更を行った契約を含む。

(2) 一者応札・応募の状況

- ・平成 28 年度の競争性のある契約のうち一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりであり、件数は 43 件（25%）、金額は 1,298 百万円（22%）となっている。競争性のある契約の件数及び金額が平成 27 年度に比べて増加したことに伴い、一者応札・応募の件数及び金額が増加したが、その割合は減少した。

表 2. 平成 28 年度の一者応札・応募状況

		(単位: 件、百万円)					
		平成27年度		平成28年度		比較増△減	
2者以上	件数	79	(67%)	126	(75%)	47	(59%)
	金額	1,824	(64%)	4,667	(78%)	2,843	(155.9%)
1者以下	件数	39	(33%)	43	(25%)	4	(10%)
	金額	1,011	(36%)	1,298	(22%)	287	(28.4%)
合計	件数	118	(100%)	169	(100%)	51	(43%)
	金額	2,835	(100%)	5,965	(100%)	3,130	(110.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。  
(注2) 比較増△減の( )書きは、平成28年度の対平成27年度伸率である。  
(注3) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(3) 障害者就労施設等からの調達状況

- ・障害者就労施設等からの調達状況は、表 3 のとおりであり、件数は 12 件、金額は 1,120 千円となっており、平成 27 年度に比べて増加した。

表 3. 平成 28 年度の障害者就労施設等への調達状況

		(単位: 件、千円)		
		平成27年度	平成28年度	比較増△減
契約件数		5	12	7
契約金額		83	1,120	1,037

**2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）**

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、企画競争及び物品等調達の各分野について、それぞれの状況に即した調達等の改善に努めることとする。

(1) 訪日プロモーション事業の企画競争の要件審査の充実及び迅速化並びに計画的な事業実施【チェックリストにより要件審査を実施した件数】

- ・訪日プロモーション事業については、平成 28 年度に比べて当初予算額が増加したこと、平成 28 年度補正予算の執行を繰越したものがあつたこと等から、事業を迅速かつ的確に進める必要があるため、引き続き企画競争の要件審査に係るチェックリストを作成し企画書等と合わせて提出を受けることにより要件審査の充実及び迅速化を図り、一層計画的な事業の実施を図る。

- ・チェックリストについては、応募者による確認作業が過度な事務負担とならないよう留意しつつ、確認の際の注意点等について周知を行い、効率的かつ効果的な活用を図る。
- (2) 訪日プロモーション事業における総合評価落札方式の適切な運用・実施【総合評価落札方式による調達件数】
- ・訪日プロモーション事業においては企画要素が重要な事業について企画競争方式により調達を行っているが、一層の競争性の向上を図るため、価格要素を加味する総合評価落札方式について、事務コストの観点等も考慮しつつ導入の検討を行い、適当な事業を選定のうえ適切に運用・実施を図る。
- (3) 企画競争の一者応募の見直し【一者応募のアンケート件数】
- ・企画競争の一者応募については、平成 28 年度のアンケート調査から、企業側の理由（業務量の多寡、技術力等）が 7 割以上であることが判明したが、一部意見には、企画提案書の提出期限及び公示期間等を長く設定することにより改善が期待できるものもあったことから、引き続き企画書の要件審査の迅速化に取り組む。
  - ・一者応募の見直しについて、当機構の取組により改善できる余地が無いか検討するため、企画競争説明書を受け取りながら企画競争に参加しなかった事業者に対してアンケート調査を行い、要因分析し対応策を検討する。

### **3. 継続的な取組**

適正な調達に資する取組については、引き続き実施することとする。

- (1) 障害者就労施設等からの優先調達【障害者就労施設等からの調達件数】
- ・障害者就労施設等からの物品等の調達について、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定）」に基づき、引き続き確実かつ積極的に推進する。
- (2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の実施【評価する項目の設定等取組状況】
- ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（平成 28 年 3 月 25 日付け府共第 262 号内閣府男女共同参画局長通知）及び「女性活躍加速のための重点方針 2016」（平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図る。

#### 4. 調達に関するガバナンスの徹底

##### (1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

- ・競争性のない随意契約等を新たに締結した案件については、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の確認の観点から、引き続き監査室による独立した立場からの点検を受けることとする。

##### (2) 職員のスキルアップ

- ・訪日プロモーション事業等の調達業務については、人材育成が極めて重要であることから、平成 29 年度は新設海外事務所職員や本部への新規転入職員に対して様々な機会を捉えて研修等を行い、職員のスキルアップを図る。

#### 5. 自己評価の実施

- ・調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を国土交通大臣に報告し、国土交通大臣の評価を受ける。国土交通大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 6. 推進体制

##### (1) 推進体制

- ・本計画に定める各事項を着実に実施するため、経営管理部担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により、調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 : 経営管理部担当理事  
副総括責任者 : 経営管理部長、財務担当部長  
メンバー : 各部の部長  
経営計画グループマネージャー  
財務グループマネージャー

##### (2) 契約監視委員会の活用

- ・監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 7. その他

- ・調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況等を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。